

金融コングロマリット監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－３－１ コンプライアンス（法令等遵守）態勢</p> <p>（略）</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）グループ内会社によるコンプライアンス態勢の整備 ①～⑥ （略） ⑦ グループ内会社等において、テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、<u>顧客の本人確認</u>を行うなど、適切な顧客管理体制が整備されているか。</p> <p>⑧ （略）</p> <p>（３） （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>Ⅱ－３－１ コンプライアンス（法令等遵守）態勢</p> <p>（略）</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）グループ内会社によるコンプライアンス態勢の整備 ①～⑥ （略） ⑦ グループ内会社等において、テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、<u>「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」</u>に基づく取引時確認を行うなど、適切な顧客管理体制が整備されているか。</p> <p>⑧ （略）</p> <p>（３） （略）</p> <p>（以下略）</p>